

○琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金交付要綱

令和2年6月5日

訓令第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金(以下「補助金」という。)の交付について、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金交付要綱(平成27年9月1日付第201500077531号鳥取県商工労働部長通知。以下「県要綱」という。)及び琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、県要綱で使用する用語の例による。

(交付目的)

第3条 補助金は、人材不足が著しい県内の対象業種に就職又は就業する大学在学学生及び既卒者が借り入れた日本学生支援機構等の奨学金の返還額の一部を補助することにより、大学生等の県内就職又は就業を促進し、若者の琴浦町への定着を図り、もって地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 町長は、前条の目的の達成に資するため、県要綱第13条の規定による交付決定を受けた者のうち、定住することを目的として町内に住所を有する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1第1欄の区分に応じ、同表第2欄に定める額とする。ただし、補助金の算定基準となる奨学金の返還総額は、交付申請時に返還していない奨学金(利子は除く。)とする。

2 各年度の補助金額は、各年度毎の返還額から県要綱による助成金及びこの要綱と同様の趣旨で支給される補助金、交付金、助成金等の合計額を差し引いた額とする。

(補助期間)

第6条 補助金の交付対象とする期間(以下「補助対象期間」という。)は、県内の事業所等に正規雇用により就職又は就業した日を起点として、当該日の属する年度から起

算して返還最終年度の末日までとし、当該事業所等に勤務している期間(通算して3年以内の県外転勤の期間を含む。)とする。

(交付申請の時期等)

第7条 補助金の交付申請は、琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの及び奨学金の返還明細書
- (2) 県要綱第13条の規定による鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金交付決定通知書の写し

(交付決定の時期等)

第8条 補助金の交付決定は、前条の交付申請を受けた日から、原則として20日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(交付決定の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、前条の規定により交付決定を受けた内容に変更があったときは、速やかに琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金変更交付申請書(様式第3号)により町長に申請し、町長の承認(以下「変更承認」という。)を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請について変更承認をしたときは、琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(各年度報告の時期)

第10条 交付決定者は、規則第16条第3項の規定による補助金等進捗状況報告を、各年度の翌年度の4月20日までに琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金状況報告書(様式第5号)により行わなければならない。

(補助金の請求及び支払)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金交付請求書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 各年度(次条の実績報告に係る年度を除く。)の補助金の支払は、原則、前条の報告を受けた後行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、交付決定を受けた者が返還残額を繰上償還する場合、町長は、概算払により補助金を支払うことができるものとする。

(実績報告の時期等)

第12条 規則第16条第1項の規定による報告は、補助対象期間終了年度の翌年度の4月20日までに琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金実績報告書(様式第7号)により行うものとする。

(額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、奨学金の返還が決定内容等に従って遂行されていると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

(交付決定者の責務)

第14条 交付決定者は、第8条に定める交付決定の日から起算して8年を経過する日まで町内に居住し、事業所等での就業を継続していなければならない。

(補助金の返還)

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 補助金の收受及び使用について、規則及びこの要綱の規定に従わないとき。

(2) 事業所等に就職又は就業をした日から8年を経過する日の前日までに自己都合により離職又は町外に転出したとき。(離職した日より1年以内に県内の対象業種に就職したときは除く。)

2 前項第2号により交付決定を取り消す場合は、別表第2第1欄の区分に応じ、同表第2欄に掲げる期間を交付決定の取消しの対象期間から除くものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年6月5日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区分	補助金の額
1 無利子の奨学金 の貸与を受けた者	貸与を受けていた無利子の全ての奨学金の補助金交付決定時に おける返還総額(大学等の在学時に貸与を受けた月数に6万円を 乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨学金等について は、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を受けたものとみ なすこととする。)に2分の1を乗じて得た額
2 有利子の奨学金 の貸与を受けた者	貸与を受けていた有利子の全ての奨学金の補助金交付決定時に おける返還総額((利子は除く。)大学等の在学時に貸与を受けた 月数に6万円を乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨 学金等については、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を 受けたものとみなすこととする。)に4分の1を乗じて得た額
3 無利子、有利子の 両方の奨学金を受 けた者	1の区分により算定して得た額。 ただし、1の区分の奨学金の返還総額が限度額に達しないとき は、同区分の限度額から同区分の返還総額を差し引いた額を2の 区分の限度額として、2の区分により算定して得た額を1の区分 により算定して得た額に加えた額。
4 既卒者	1から3までの区分のとおり。ただし、補助金の限度額は交付申 請時に返還していない奨学金の額(利子は除く。)とする。

別表第2（第15条関係）

区分	交付決定の取消対象期 間から除く期間
就職又は就業した日から離職した日までの期間(以下「就職又は 就業期間」という。)が4年以上6年未満の場合	4年間
就職又は就業期間が6年以上8年未満の場合	6年間

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

琴浦町長 様

申請者 住 所
氏 名

㊞

琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金交付申請書

琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金の助成を受けたいので、琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。その際、私の住民基本台帳等関係書類を閲覧することを承諾します。

記

申請者	住 所	〒	
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
	電話番号	※必ず本人に繋がる電話番号を記載すること。	
就業先県内事業所	住 所	〒	
	名 称		
	代表者名		
	電話番号		
	就業年月日	年 月 日	
奨学金	名 称		
	区 分	無利子・有利子 ※該当にマル(○)をしてください	
	金 額	総額 円	
	貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	返還金額	総額 円(うち未返還額(利子分を除く。)) 円)	
	返還期間	年 月 日～ 年 月 日	
奨学金	名 称		
	区 分	無利子・有利子 ※該当にマル(○)をしてください	
	金 額	総額 円	
	貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	返還金額	総額 円(うち未返還額(利子分を除く。)) 円)	
	返還期間	年 月 日～ 年 月 日	

※添付資料 ・奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還明細書
・鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金交付決定通知の写し

様式第2号(第8条関係)

第 年 月 日 号

様

琴浦町長 印

琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書で申請のあった琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金(以下「本補助金」という。)については、琴浦町補助金等交付規則及び琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

なお、交付申請時の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに要綱の変更交付申請書(様式第3号)を提出してください。

また、毎年度要綱の様式第5号(補助期間の終了年度においては、様式第7号)により報告を翌年度の4月20日までに提出してください。

おって、要綱第14条の交付決定者の責務及び第15条の補助金の返還の規定については、留意願います。

記

1 交付決定等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

2 補助期間
年 月 日 から 年 月 日

3 各年度概算払上限額及び支払時期

概算払上限額			概算払の時期
年度	金	円	翌年度の5月末まで
年度	金	円	翌年度の5月末まで
年度	金	円	翌年度の5月末まで
年度	金	円	翌年度の5月末まで
年度	金	円	翌年度の5月末まで
年度	金	円	翌年度の5月末まで
年度	金	円	翌年度の5月末まで
年度	金	円	翌年度の5月末まで
計	金	円	

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

琴浦町長 様

申請者 住 所
氏 名

㊞

琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金変更交付申請書

年 月 日付第 号による交付決定に係る内容について、下記のとおり変更したいので、琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。その際、私の住民基本台帳等関係書類を閲覧することを承諾します。

記

※ 変更のあるところの番号にマルをし、その変更前及び変更後の内容を記載してください。

- 1 住所 2 氏名 3 電話番号 4 就業先事業所
5 奨学金の返還に関する事

変 更 前	
変 更 後	
変更になった日	年 月 日

※添付資料(変更の内容を証するために必要なものについて添付)

- ・在職が分かるもの
- ・奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還証明書

様式第4号(第9条関係)

番 号
年 月 日

様

琴浦町長 印

琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付の変更交付申請書で申請のあった琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金(以下「本補助金」という。)については、琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり変更交付することに決定したので同項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

- 2 助成期間
年 月 日 から 年 月 日

- 3 各年度概算払上限額及び支払時期

概算払上限額			概算払の時期
年度	金	円	翌年度の5月末まで
年度	金	円	翌年度の5月末まで
年度	金	円	翌年度の5月末まで
年度	金	円	翌年度の5月末まで
年度	金	円	翌年度の5月末まで
年度	金	円	翌年度の5月末まで
年度	金	円	翌年度の5月末まで
計	金	円	

- 4 変更事由

様式第 5 号(第 10 条関係)

年 月 日

琴浦町長 様

申請者 住 所

氏 名 (印)

電話番号

※必ず本人に繋がる電話番号を記載すること。

年度琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る 年度内の奨学金返還状況について、琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金交付要綱第10条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。その際、私の住民基本台帳等関係書類を閲覧することを承諾します。

記

返還額総額	円
前年度までの返還額 ①	円
年度における返還額 ②	円 ※ 年度途中で、町内転入、町外転出がある場合は、その日付を以下に記載してください。 転入・転出年月日 年 月 日
翌年度以降の返還額 ③	

※この報告書は、毎年度の現況を確認し、支払を行うための重要な書類ですので、返還のあった年度の翌年度の 4 月 20 日までに必ず報告してください。

※添付資料

- ・在職が分かるもの(3 月 31 日現在)
- ・奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還証明書

様式第 6 号（第 11 条関係）

年 月 日

琴浦町長 様

住 所
氏 名 ⑩

年度琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金交付請求書

年 月 日付第 号により交付決定のありました琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金について、琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名			本店（所） 支店（所） 出張所					
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

琴浦町長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊞

電話番号

※必ず本人に繋がる電話番号を記載すること

琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る実績報告について、琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。その際、私の住民基本台帳等関係書類を閲覧することを承諾します。

記

	奨学金返還額	交付決定額
交付決定	円	円
実 績	円	円
差 引	円	円

※添付資料

- ・在職がわかるもの（3月31日現在）
- ・奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還証明書

様式第 1 号(第 7 条関係)

様式第 2 号(第 8 条関係)

様式第 3 号(第 9 条関係)

様式第 4 号(第 9 条関係)

様式第 5 号(第10条関係)

様式第 6 号(第11条関係)

様式第 7 号(第12条関係)